

東庄町国民健康保険運営協議会会議録

会長は、東庄町国民健康保険運営協議会を令和7年2月20日に招集した。

1. 日 時 令和7年2月20日（木） 開会 午後 7時00分
閉会 午後 8時03分

2. 場 所 東庄町役場 会議室2

3. 議 題
(1) 令和7年度東庄町国民健康保険特別会計予算（案）について
(2) 令和7年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算（案）について
(3) その他

4. 出 席 者
被保険者代表 4名
保険医代表 2名
公益代表 4名
事務局 東庄町長
東庄病院長
町民課：町民課長ほか3名
東庄病院：東庄病院事務長ほか1名

5. 欠席者 2名

6. 開 会 町民課長が、委員数12名中出席者10名であるので、東庄町国民健康保険条例施行規則第8条（以後「国保条例施行規則」という。）の規定により、本会議は成立することを報告する。

副会長が令和6年度第2回東庄町国民健康保険運営協議会の開会を告げる。

会長、東庄町長の順にあいさつを行う。

その後東庄町長は所用のため、審議をお願いし退席する。

7. 議題について

町民課長	国保条例施行規則第6条の規定により、協議会の議長は会長とすることから、会長に議長をお願いする。
会長	議題1「令和7年度東庄町国民健康保険特別会計予算(案)について」を議題とする。事務局に説明を求める。
町民 課長補佐	資料1及び資料2に基づき、予算の説明をする。
会長	質疑に入る。
公益代表委員	保険料水準の統一後に基金が枯渇した後はどうなるか。
町民 課長補佐	保険料水準の統一後は、各市町村での税率改定による予算の調整は行えなくなり、千葉県全体での予算調整となる見込み。 国は遅くとも令和17年度までに保険料水準の統一化を完了させることとしているが、千葉県では昨年から市町村を交えた具体的な検討組織を立ち上げ動き始めたばかりであり、詳細はまだはっきりと分からぬのが現状である。
会長	他に質疑がないので、議題1「令和7年度東庄町国民健康保険特別会計予算(案)について」を、原案のとおりとすることについて意見を求める。
	(異議なしの声あり)
	異議なしと認め、原案のとおり承認した。
	次に、議題2「令和7年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算(案)について」を議題とする。事務局に説明を求める。
病院事務長	資料3及び資料4に基づき、予算の説明をする。
会長	質疑に入る。 質疑がないので、議題2「令和7年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算(案)について」を、原案のとおりとすることについて意見を求める。
	(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり承認した。

以上をもって本協議会に付託された議題をすべて終了する。

8. その他

町民課長	次第5、「その他」について、町民課から2点の報告事項について説明を行う旨を告げる。
町民課員	「データヘルス計画及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」について進捗状況を報告。
町民課長	質疑等あるか委員に諮る。
公益代表委員	エアロバイクを何台保有しているか。
町民課員	現在5台有していると回答。
町民課長	次の報告事項へ移る。
町民 課長補佐	「健康保険の被保険者証の廃止とマイナ保険証の概要」についての説明を行う。
町民課長	質疑等あるか委員に諮る。 質疑なし。

9. 閉会

副会長が令和6年度第2回東庄町国民健康保険運営協議会の閉会を告げる。

東庄町国民健康保険運営協議会

会長【会長署名】

書記【書記署名】